

（補助方向指示器）

第四十六条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第四十一条の二の規定並びに細目告示第六十条、第百三十八条及び第二百十六条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の両側面には、方向指示器と連動して点滅する補助方向指示器を一個ずつ備えることができる。
- 二 補助方向指示器は、前条第一項第二号ロ並びに第一項第三号ロ、ホ及びヘの基準に準じたものでなければならない。
- 三 前条第一項第四号の規定は、補助方向指示器について準用する。

2 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車については、前項第二号（前条第一項第二号ロの基準に係る部分に限る。）の規定及び前項第三号の規定により準用される前条第一項第四号の規定にかかわらず、補助方向指示器は、灯光の色を黄色又は橙色とすることができ、かつ、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造とすることができる。この場合においては、当該補助方向指示器を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。

3 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二 3・23・の規定は、適用しない。